

○東北大学病院研修生取扱規程

昭和53年3月14日

規第12号

改正 昭和59年9月18日規第39号

平成元年4月18日規第40号

平成5年4月1日規第71号

平成6年12月20日規第91号

平成9年4月15日規第60号

平成12年9月18日規第147号

平成13年5月15日規第141号

平成14年3月19日規第10号

平成17年4月15日規第135号

平成19年4月1日規第41号

平成22年3月15日規第19号

令和元年10月1日規第25号

(趣旨)

第1条 この規程は、東北大学（以下「本学」という。）における病院研修生の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で「病院研修生」とは、薬剤師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、言語聴覚士等の免許を有する者で、本学の病院において研修を受けるものをいう。

(願出)

第3条 病院研修生になろうとする者は、所定の願書を病院長に提出しなければならない。

(許可)

第4条 病院長は、前条の願出があったときは、病院の業務に支障のない場合に限り、受入れを許可するものとする。

(研修期間)

第5条 病院研修生の研修の期間は、6月以内とし、受入れを許可する日の属する会計年度を超えることができない。

(研修料)

第6条 病院研修生の研修料は、別表のとおりとする。

2 受入れを許可された者は、研修の期間に応じ、研修料の全額を研修の開始前までに納付しなければならない。

3 研修料を研修の開始前までに納付しない者に対しては、病院長は、受入れの許可を取り消すものとする。

4 納付した研修料は、返付しない。ただし、特別の事情がある場合には、この限りでない。

(研修方法)

第7条 病院研修生に対しては、病院長は、その研修の目的及び内容を考慮して指導者を定め、研修を行うものとする。

(研修証明書の交付)

第8条 病院研修生が、その研修事項について証明を願い出たときは、病院長は、研修証明書を交付するものとする。

(規則の遵守)

第9条 病院研修生は、本学の規則を守らなければならない。

(研修の中止)

第10条 病院長は、病院研修生が本学の規則、命令に違反し、その他病院研修生としてふさわしくない行為をしたときは、その者の研修を中止することができる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、病院研修生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年9月18日規第39号改正)

この規程は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則 (平成元年4月18日規第40号改正)

この規程は、平成元年4月18日から施行し、改正後の第6条第1項の規定は、平成元年4月1日から適用する。

附 則 (平成5年4月1日規第71号改正)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年12月20日規第91号改正)

この規程は、平成7年1月1日から施行する。

附 則 (平成9年4月15日規第60号改正)

この規程は、平成9年4月15日から施行し、改正後の第2条及び第6条第1項の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則 (平成12年9月18日規第147号改正)

この規程は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 (平成13年5月15日規第141号改正)

この規程は、平成13年5月15日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年3月19日規第10号改正)

この規程は、平成14年3月19日から施行し、改正後の東北大学受託実習生取扱規程第2条の規定及び東北大学病院研修生取扱規程第2条の規定は、平成14年3月1日から適用する。

附 則 (平成17年4月15日規第135号改正)

この規程は、平成17年4月25日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規第41号改正）抄

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行し、改正後の第14条の規定、附則第3項及び第4項を削る改正規定並びに第4項から第6項まで、第7項（同項の規定による東北大学研修登録医取扱規程第2条の改正規定中「又は歯科医師」を削り、「者」の下に「又は歯科医師の免許を取得後1年以上経過した者」を加える部分を除く。）、第8項及び第9項の規定は、医学部附属病院に係る部分にあつては平成19年2月16日から、歯学部附属病院に係る部分にあつては平成19年2月19日から、それぞれ適用する。

附 則（平成22年3月15日規第19号改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日規第25号改正）

この規程は、令和元年10月1日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後に願書を提出する者から適用する。

別表

対象資格	1人当たりの研修料
薬剤師 看護師 臨床検査技師 診療放射線技師 救急救命士 管理栄養士	日額 5,090円
歯科衛生士 歯科技工士	月額 4,150円
その他	その都度病院長が定める額